

高森駅交流施設等指定管理者仕様書

当該仕様書は、高森駅交流施設等の管理運営について示したものである。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の内容、規模等

(1) 施設の内容

高森駅交流施設・高森駅芝生広場

(2) 敷地面積 1, 729㎡

(3) 施設 高森駅交流施設 木造平屋建て

261.45㎡(延べ床面積) 625.54㎡(建築面積)

高森駅芝生広場 758.4㎡

3 業務内容

南阿蘇鉄道高森駅及び交流施設等は観光の玄関口機能、交通結節機能、コミュニティ機能等を備えた町の最重要拠点となる施設です。

【高森駅交流施設】

管理施設：①みんなのキッチン(カフェ)、②ホール、③ラウンジ、④書斎、
⑤備品倉庫、⑥トイレ、⑦授乳室、⑧ステージ

【高森駅芝生広場】

管理施設：芝生広場、回廊、ベンチ

(1) 高森駅周辺整備のテーマである「観光」「定住」「防災」を基軸に、観光や行政等に関する情報の提供や観光客と住民の交流活動に関する事。

(2) 施設の有効利用に関する事。

観光：イベント等の開催 定住：町民の日常生活利用促進 防災：避難所等

(3) 施設の利用の許可及び料金の収受に関する事。

特に高森駅交流施設の書斎及びステージ、芝生広場の利用促進を図ること。

また、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する事。

高森駅交流施設等の適正な運営のため、指定管理者は施設及び設備の清掃・保守管理に努めること。

(6) 防災・非常時等に関する事。

ア 消防法に基づく防火管理に努めること。

イ 地震災害等に伴う適切な処理を行うこと。

ウ 不審者・不審物へ適切な対応を行うとともに、業務に支障のない範囲で施設の巡回

等を行うこと。

4 休業日

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) (1)にかかわらず、町長の承認を得たときは、休業日を変更し、又は別に休業日を決めることができる。

5 開業時間

- (1) 午前10時から午後7時までとする。なお、夜間の連絡先については明確にしておくこと。
※施設貸出については午前8時30分から午後10時までとする。
- (2) 町長の承認を得たときは、開業時間を変更することができる。

6 その他の留意事項

- (1) 毎月終了後10日以内に業務報告書を町へ提出すること。
- (2) 毎事業年度終了後2ヶ月以内に管理運営業務に係る事業実績報告書並びに収支決算書等を町へ提出すること。
- (3) 高森駅交流施設等の管理運営に係る収入及び支出の状況については、適切に管理するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び会計証拠書類については、令和7年4月1日から起算して5年間保存すること。(募集要項3(1)③イ参照)
また、これらの書類について、高森町が閲覧を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要項等を策定する場合は、町と協議を行うこと。
- (5) 各種規定がない場合は、町の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を行うこと。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については町と協議を行うこと。